

Q



相続税の物納について、今回の改正のポイントを教えてください。

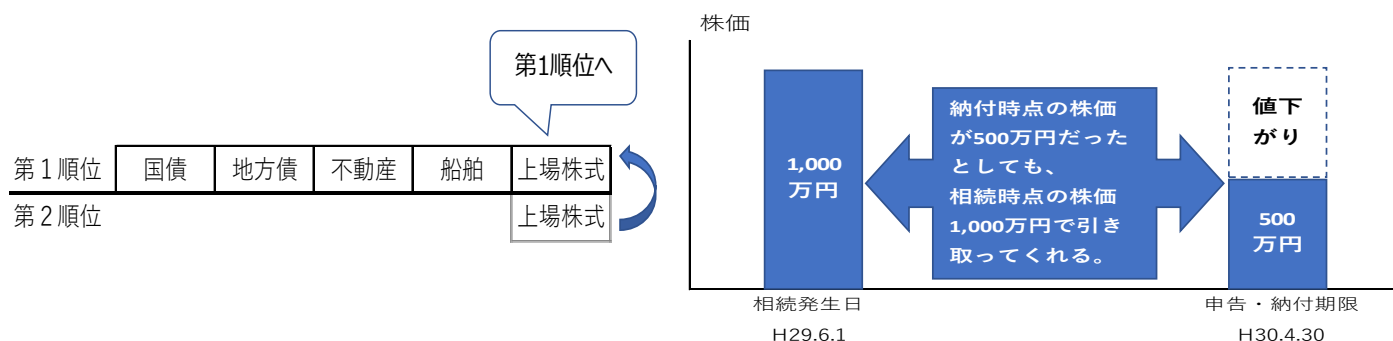
A



今回の改正では、上場株式等の物納順位が第2順位から第1順位へ変更されました。これにより、物納財産に上場株式等を選択しやすくなりました。また、物納劣後財産である不動産を物納に充てる計画がある場合には、上場株式が優先されるため計画の見直しが必要となります。

●改正概要●

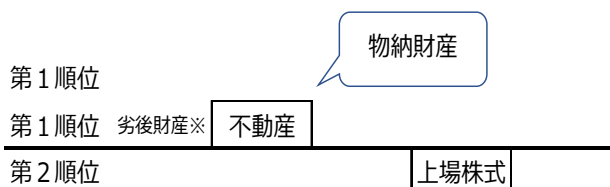
・相続税の物納に充てることができる財産について、上場株式が第1順位となります。



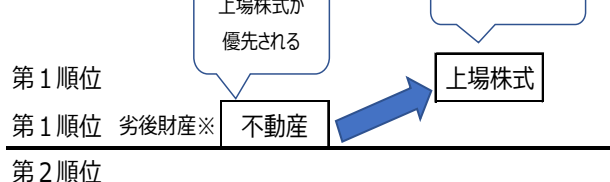
●上場株式の値下がりに有効です！

物納における上場株式等の国の引取り価格は、原則として相続税評価額となります。つまり、相続発生時点から相続税申告時点までの間に値下がりした株式についても、物納の要件を満たせば、相続税評価額で納付することが可能となります。

(改正前)



(改正後)



※劣後財産とは、納税者の自宅、違法建築や無道路地など物納に充てることができる順位が後れるものとして取り扱う財産をいいます。

●計画の見直しを行いましょう！

物納劣後財産である不動産（違法建築物など）を物納に充てるために事前準備を行っていた場合には、上場株式等が第1順位に繰上げされたことにより、上場株式等が優先されてしまうため、物納計画の見直しが必要となります。

平成29年4月1日以後の相続等により取得する財産について適用開始



POINT



現行の物納制度は、平成27年度の申請件数がわずか130件と要件が厳しく、あまり利用されていませんでしたが、今回の改正により物納財産に関する優先順位の変更が行われたため、税制改正後は従来より使い勝手の良い制度となることが期待されています。